

国立大学法人鳴門教育大学の業務嘱託契約に関する規程

平成16年11月10日

規程第 99 号

改正 平成18年 3 月13日規程第33号

平成19年 3 月23日規程第46号

平成23年 3 月31日規程第38号

平成29年 3 月 8 日規程第 6 号

令和 4 年12月 7 日規程第71号

令和 6 年10月 9 日規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の業務の一部を外部者との間で締結する嘱託契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(嘱託する業務)

第2条 嘱託する業務については、次に掲げる業務とする。

- (1) 学生を教授し、その研究を指導する業務
- (2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「学校保健安全法施行規則」という。）第23条に規定する学校医の業務
- (3) 学校保健安全法施行規則第24条に規定する学校歯科医の業務
- (4) 学校保健安全法施行規則第25条に規定する学校薬剤師の業務
- (5) 臨床心理に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する者として、修学、就労上に関する心理的カウンセリング等を行う業務
- (6) 本学が計画する研究プロジェクトについて、共同研究等を行う業務
- (7) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条及び第15条に規定する産業医の業務

(名称)

第3条 前条に規定する業務に従事する者について、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおり呼称する。

- (1) 前条第1号に規定する業務を行う者 嘱託講師
- (2) 前条第2号に規定する業務を行う者 学校医
- (3) 前条第3号に規定する業務を行う者 学校歯科医
- (4) 前条第4号に規定する業務を行う者 学校薬剤師
- (5) 前条第5号に規定する業務を行う者 カウンセラー
- (6) 前条第6号に規定する業務を行う者 客員研究員
- (7) 前条第7号に規定する業務を行う者 産業医

(契約の期間等)

第4条 本学が前条各号に掲げる者（以下「業務契約者」という。）との間で締結する嘱託契約（以下「契約」という。）の期間は、事業年度を超えることができない。

2 前条第1項第1号及び第6号に掲げる者との契約の期間については、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間までとする。

- (1) 嘱託講師 70歳に達した日以後における最初の3月31日までの期間。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 客員研究員 70歳に達した日以後における最初の3月31日までの期間。ただし、次に掲げる条件を全て満たした場合は、この限りでない。
 - ①当該客員研究員が70歳に達する日の属する年度までに、契約の期間が開始していること。
 - ②当該客員研究員が従事する研究プロジェクトが、嘱託契約の期間が開始する前ににおいて、連続した複数年度に実施することが機関決定されていること。

(提出書類)

第5条 本学が業務契約者として契約を締結しようとする場合には、当事者から本学が必要と認める書類を提出させなければならない。

- 2 前項の書類の提出がない場合又は当該書類に不実の記載があった場合には、この契約を行わず、又は契約を解除することができる。
- 3 業務契約者は、第1項に規定する書類の記載事項に変更があった場合には、その都度、速やかにこれを本学に届け出なければならない。

(文書の交付)

第6条 本学が業務契約者と契約を締結する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付する。

- (1) 業務の内容その他業務の実施に関する事項
- (2) 契約の期間に関する事項
- (3) 報酬に関する事項
- (4) 契約の解除に関する事項
- (5) その他本学が必要と認めた事項

(契約の終了)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって、契約は終了したものとする。

- (1) 契約の期間が満了したとき 満了日
- (2) 業務契約者が死亡したとき 死亡日

(契約の解約)

第8条 本学及び業務契約者は、やむを得ない事由がある場合には、契約期間の途中であっても、それぞれ相手方に対して契約の解除を申し出ることができる。

- 2 前項の申し出は、契約を解除しようとする日の30日前までに行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合又は第5条第2項に該当する場合は、この限りでない。

(報酬)

第9条 業務契約者における業務の成果に対する報酬は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の報酬は、大学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。

(業務に専念する義務等)

第10条 業務契約者は、本学の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に業務を遂行するとともに、その業務に従事すべき時間においては、これに専念しなければならない

い。

2 業務契約者は、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 業務契約者は、契約に関連して発生する一切の権利を第三者に譲渡、継承し、又は担保の目的に供してはならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第11条 業務契約者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本学の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させること。

(2) 本学の秩序、風紀又は規律を乱すこと。

(守秘義務)

第12条 業務契約者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、本学の許可を得て証言する場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、契約が終了した後も同様とする。

(ハラスメントの防止)

第13条 業務契約者は、セクシュアル・ハラスメントその他ハラスメントを行ってはならない。

2 本学は、業務契約者の良好な業務環境の確保を図るため、ハラスメントの防止等に関する措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 本学は、業務契約者が故意又は過失により大学に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部について、賠償を求めることができる。

2 前項の損害賠償は、第8条の規定による契約の解約を行うことを妨げるものではない。

(安全衛生の確保に関する措置)

第15条 本学は、国立大学法人鳴門教育大学職員安全衛生管理規程（平成16年規程第25号）の定めに基づいて、業務契約者の安全衛生及び健康の確保に努めるものとする。

(安全衛生に関する遵守事項)

第16条 業務契約者は、本学の安全衛生を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 安全衛生の確保に当たっては、関係部局等の長の指示・命令等に従うこと。

(2) 災害の防止及び衛生の向上に努めること。

(3) 本学の許可なく、安全衛生装置、消火設備その他危険防止のための機器等を移動させ、又は当該地域に立ち入るような行為をしないこと。

(4) 運転中の機械の取扱いには特に注意すること。

(5) 保護具、安全具等の使用が定められているときは、必ずこれを使用し、その効力を失わせるような行為をしないこと。

(非常災害時の措置)

第17条 業務契約者は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置を講じるとともに、直ちに関係部局等の職員に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

(業務遂行の禁止)

第18条 業務契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その業務を遂行することを禁止することがある。

(1) 本人、同居人又は近隣の者が感染症（結核を含む。）にかかるか、その疑いのあるとき。

(2) 業務の遂行を継続すれば、病勢が悪化するおそれのあるとき。

(3) 前2号に準ずる事情があるとき。

2 前項各号に該当する場合には、直ちに関係部局等の長に届け出て、その指示に従わなければならない。

3 前2項に規定するほか、業務遂行の禁止に係る措置について必要な事項は、その都度、別に定める。

(交通費等)

第19条 本学は、業務契約者に対し、業務に要する交通費等を必要に応じて国立大学法人鳴門教育大学旅費規程（平成16年規程第26号）に準じて支給する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、業務嘱託等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年10月9日（以下、施行日という。）から施行する。

2 施行日前から開始した研究プロジェクトに従事する客員研究員の契約期間は、改正後の第4条第2項第2号の規定にかかわらず、研究プロジェクトの終了日までとする。

別表（第9条関係）

業務嘱託契約に係る報酬一覧表

名 称	報 酬
嘱託講師	（面接授業） 5, 2 0 0 円／時間
	（ストリーミング授業） 7 8, 0 0 0 円／科目（1 単位）
学校医	4, 0 0 0 円／時間
学校歯科医	4, 0 0 0 円／時間
学校薬剤師	1, 2 5 0 円／時間
カウンセラー	1, 2 0 0 円／時間
客員研究員	5, 8 0 0 円／時間
産業医	4 0, 0 0 0 円／月